

静岡県人事委員会は、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則14-191

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 本庁		別表第1 本庁	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
知事部局	部長、知事戦略監、危機管理監、県理事、政策推進担当部長、地域外交担当部長、農林水産担当部長、部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、局長、部参事、局理事、局参事(人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。)、地震防災センター所長、危機報道官、水産・海洋統括官、課長、フロンティア推進室長、人材育成室長、 <u>個人住民税対策室長</u> 、旅券室長、建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、オリンピック・パラリンピック調整室長、空港調整室長、 <u>大学院大学開学準備室長</u> 、人権同和対策室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、地域包括ケア推進室長、通商推進室長、商業まちづくり室長、先端農業推進室長、 <u>C S F 対策室長</u> 、局技監(人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事	知事部局	部長、危機管理監、県理事、政策推進担当部長、 <u>デジタル戦略担当部長</u> 、地域外交担当部長、 <u>感染症対策担当部長</u> 、農林水産担当部長、部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、局長、部参事、局理事、局参事(人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。)、地震防災センター所長、危機報道官、課長、フロンティア推進室長、人材育成室長、旅券室長、建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、 <u>富士山・南アルプス保全室長</u> 、オリンピック・パラリンピック調整室長、空港調整室長、人権同和対策室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、地域包括ケア推進室長、通商推進室長、商業まちづくり室長、 <u>先端農業推進室長</u> 、 <u>家畜防疫対策室長</u> 、 <u>未来まちづくり室長</u> 、 <u>土木設備支援室長</u> 、局技監(人事若し

	務を担当する者に限る。)、課参事(人事又は服務を担当する者に限る。)、課技監(人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理(人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長(知事直轄組織総務課、危機管理部総務課及び経営管理部総務局総務課並びに政策管理局総務課の者に限る。)、主幹(経営管理部総務局総務課及び政策管理局総務課の者であって総務を担当する者並びに地域振興局の者であって秘書を担当する者に限る。)		くは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。)、課参事(人事又は服務を担当する者に限る。)、課技監(人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理(人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長(知事直轄組織総務課、危機管理部総務課及び経営管理部総務局総務課並びに政策管理局総務課の者に限る。)、主幹(経営管理部総務局総務課及び政策管理局総務課の者であって総務を担当する者並びに地域振興局の者であって秘書を担当する者に限る。)
法務文書課	参事(法規審査を担当する者に限る。)、法規班長	秘書課	統括秘書主幹、秘書主幹、主査(知事秘書の業務を担当する者に限る。)、主任(知事秘書の業務を担当する者に限る。)
人事課	課長代理、班長、主幹、副班長、主査(人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)、主任(人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)	知事戦略課	参事
行政経営課	働き方改革班長、行政経営班長、副班長(勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)、主査(勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)	財政課	参事、課長代理、局付主幹、班長、副班長、主査(予算を担当する者に限る。)
福利厚生課	参事、課長代理、互助共済班長	法務文書課	参事(法規審査を担当する者に限る。)、法規班長
健康指導課	課長代理	行政経営課	働き方改革班長、行政経営班長、副班長(勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)、主査(勤務条件の企画に関する事務を行う者に限る。)
財政課	参事、課長代理、局付主幹、班長、副班長、主査(予算を	人事課	課長代理、班長、主幹、副班長、主査(人事、給与又は勤務条件の企画に関する事務を

	する者に限る。)
(略)	

別表第2 出先機関

機関	職
消防学校	校長、総務課長
環境放射線 監視センタ ー	所長、次長
財務事務所	所長、次長、総務課長
地域局	局長、副局長、伊豆観光局 長、次長
東京事務所	所長、次長
大阪事務所	所長
県民生活セ ンター	(略)
(略)	
ふじのくに 地球環境史 ミュージア ム	副館長、企画総務課長
(略)	
農林事務所	(略)
農林技術研 究所	所長、部長、研究統括官(人 事を担当する者に限る。)、次 長、総務課長、センター長、 総務課分室長
畜産技術研 究所	所長、研究統括官、総務課 長、センター長、総務課分室 長
水産技術研 究所	所長、研究統括官、総務課 長、船舶管理課長、分場長、 養鱒場長、駿河丸船長
工業技術研 究所	所長、次長、部長、研究統括 官、センター長、総務課長、 総務課分室長

	る事務を行う者に限る。)、主 事(人事、給与又は勤務条件 を担当する者に限る。)
(略)	

別表第2 出先機関

機関	職
東京事務所	所長、次長
大阪事務所	所長
消防学校	校長、総務課長
環境放射線 監視センタ ー	所長、次長
財務事務所	所長、次長、総務課長
地域局	局長、副局長、伊豆観光局 長、次長
県民生活セ ンター	(略)
(略)	
ふじのくに 地球環境史 ミュージア ム	副館長、部長、企画総務課長
(略)	
農林事務所	(略)
技術専門校	校長、技監(人事又は服務を 担当する者に限る。)、総務課 長
工科短期大 学校	副校長、事務局長、技監(人 事又は服務を担当する者に限 る。)、学務課長、学務課分室 長
あしたか職 業訓練校	校長、校長補佐
工業技術研 究所	所長、次長、部長、研究統括 官、センター長、総務課長、 総務課分室長

	<u>総務課分室長</u>		<u>計量検定所</u>	<u>所長、所長補佐</u>
農林大学校	<u>校長、技監(人事又はサービスを担当する者に限る。)、総務課長</u>		農林技術研究所	<u>所長、部長、研究統括官(人事を担当する者に限る。)、次長、総務課長、センター長、総務課分室長</u>
農林環境専門職大学	学長、事務局長、次長		畜産技術研究所	<u>所長、研究統括官、総務課長、センター長、総務課分室長</u>
<u>ふじのくに茶の都ミュージアム</u>	<u>副館長(人事又はサービスを担当する者に限る。)、企画総務課長</u>		農林大学校	校長、大学校課長
漁業高等学園	園長、園長補佐		農林環境専門職大学	学長、事務局長、次長
技術専門校	<u>校長、技監(人事又はサービスを担当する者に限る。)、総務課長</u>		<u>ふじのくに茶の都ミュージアム</u>	<u>副館長(人事又はサービスを担当する者に限る。)、企画総務課長</u>
あしたか職業訓練校	校長、校長補佐		水産・海洋技術研究所	<u>所長、研究統括官、総務課長、船舶管理課長、分場長、養鱒場長、駿河丸船長</u>
計量検定所	<u>所長、所長補佐</u>		漁業高等学園	園長、園長補佐
土木事務所	(略)		土木事務所	(略)
(略)			(略)	
教育事務所	(略)		教育事務所	(略)
<u>総合教育センター</u>	<u>所長、副所長、部長、総務課長</u>		中央図書館	<u>館長、副館長、総務課長</u>
中央図書館	<u>館長、副館長、総務課長</u>		<u>総合教育センター</u>	<u>所長、副所長、部長、総務課長</u>
焼津青少年の家 観音山少年 自然の家	(略)		焼津青少年の家 観音山少年 自然の家	(略)
(略)			(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。